

千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の社会福祉法人において24時間電話相談事業に従事するボランティア電話相談員の養成及び資質向上のために行う研修に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、24時間電話相談事業を実施する社会福祉法人に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における社会福祉法人とは、社会福祉法（昭和26年法律45号）第31条の規定により設立された法人をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象は、ボランティア電話相談員による24時間電話相談事業を実施し、かつ、当該相談員の養成及び資質向上のための研修を行う、市内に住所を有する社会福祉法人とする。

(補助対象経費、補助基本額及び補助率)

第4条 補助金の対象経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) ボランティア電話相談員研修費補助金申請額調書
- (4) ボランティア電話相談員研修事業計画書
- (5) 定款
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県社会

福祉法人ボランティア電話相談員研修事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) ボランティア電話相談員研修事業報告書
- (3) ボランティア電話相談員研修費補助金支出額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉県ボランティア電話相談員研修費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県ボランティア電話相談員研修費補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（書類の保管等）

第14条 社会福祉法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉県社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	対象経費	補助基本額	補助率	補助金交付限度額
1 相談員の養成のための研修 (認定証交付式を含む)	講師料 会場借上料 旅費 通信運搬費	補助対象経費の総額と 1,000 千円とを比較して、いずれか低い額	2分の1	1 法人当たり年 500 千円
2 相談員の資質向上のための研修	印刷費 消耗品費 (ただし、研修者自己負担額及び当該事業に充てる他団体からの補助金等受入額を除く)			